

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更案 に関する都道府県知事からの主な意見及び考え方

令和 2 年 1 月 31 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

- 予防的殺処分を実施する豚等のと殺の方法は言及されているが、その後の処理についても言及すべき。
 - ➡ と殺後の埋却、消毒、精液・飼料等の処理といった防疫措置については、予防的殺処分を実施する際に策定する緊急防疫指針に記載することになる。

- 平時からの取組として、発生時の資材、重機等の調達が円滑に進むよう、防疫協定を締結しておくべき。また、防疫作業従事者のリストアップについて、フォークリフト等の操作が可能な者も含めるべき。
 - ➡ 指摘を踏まえ、追記する。

- 農林水産省が所有する大型防疫資材の利用について、平時からの取組として念頭に置くべき。
 - ➡ 平時から、焼却施設等の発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整するが、その調整が困難な場合は、農林水産省が所有する大型防疫資材の活用について検討することを追記。

- ワクチン開発について言及すべき。
 - ➡ 農林水産省は、動物衛生研究部門等が実施する ASF に関する研究を推進することとしているが、ASF ワクチンに関する研究についても推進していくことを追記。